平成２９年（フ）第１４４号
千葉県木更津市清見台東１丁目25番９号
債務者　蘇我洋一郎
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第１号
富山県魚津市江口1475番地14
債務者　川岸　健二
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第２５１号
金沢市森山２丁目７番27号　メゾン森山Ａ101号、従前の住所金沢市米泉町９丁目67番地４（従前々の住所）岐阜県加茂郡坂祝町酒倉367番地
債務者　古匠　　茂
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７９号
金沢市黒田１丁目169番地　信開セルーラ黒田111号、従前の住所石川県河北郡津幡町字五反田イ82番地１（従前々の住所）富山県高岡市下牧野293番地１
債務者　冬爪　宗平
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８３号
石川県白山市荒屋町と74番地２
債務者　高木　香里
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９４号
金沢市玉鉾２丁目99番地　レオパレス玉鉾106号、従前の住所福井県越前市芝原２丁目２番12号
債務者　寺田　泰覚
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２６号
長野市大豆島西沖８番地12　Ｂ－２
債務者　工藤奈津子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１５号
長野市大字西長野198番地
債務者　山本　明史
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２０号
長野県上高井郡高山村大字高井3305番地43
債務者　髙野　理加
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８号
長野県東御市祢津1794番地
債務者　佐藤奈津子（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第２３号
岐阜県瑞穂市野田新田4021番地６、前住所岐阜県美濃加茂市山之上町4493番地１の１
債務者　西尾ともみ
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第９４３号
広島市東区矢賀新町３丁目４番６－２号
債務者　吉良　洋三
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９８７号
広島市西区南観音４丁目２番13―308号
債務者　竹田　佳史
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５号
山口県下関市豊浦町大字川棚8121番地
債務者　寄本　淳史
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第７号
愛媛県今治市中浜町４丁目107番地の甲２
債務者　青野　幸光
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第８号
愛媛県今治市馬越町３丁目３番76号　レオネクストプティボヌル206号、前住所愛媛県今治市中日吉町３丁目３番33号
債務者　渡部貴世美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第３１号
高知県須崎市西崎町８番２号　ラコスタ201号
債務者　今橋　孝之
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
高知地方裁判所須崎支部